

平戸市保育料料金表

階層区分	定義	1号認定(教育認定・満3歳以上児)		2号認定(保育認定・満3歳以上児)		3号認定(保育認定・満3歳未満児)		
		国基準	27平戸市	国基準	27平戸市	国基準	27平戸市	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
2	非課税	母子世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	
		その他世帯	3,000円	3,000円	6,000円	5,000円	9,000円	8,000円
3	所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	母子世帯等	0円	0円	15,500円	8,000円	18,500円	11,000円
		その他世帯	3,000円	3,000円	16,500円	9,000円	19,500円	12,000円
4	48,599円以下	母子世帯等	15,100円	7,000円	15,500円	13,000円	18,500円	16,000円
		その他世帯	16,100円	8,000円	16,500円	14,000円	19,500円	17,000円
5	77,100円以下	母子世帯等	15,100円	10,000円	27,000円	18,000円	30,000円	21,000円
		その他世帯	16,100円	11,000円	27,000円	19,000円	30,000円	22,000円
6	所得割課税額	20,500円	96,999円以下の世帯	14,000円	24,000円	41,500円	96,999円以下の世帯	27,000円
7	119,999円以下の世帯		16,000円	28,000円	31,000円			
8	168,999円以下の世帯		18,000円	30,000円	33,000円			
9	211,200円以下の世帯		20,000円	36,000円	40,000円			
10	300,999円以下の世帯		22,000円	37,000円	44,000円			
11	396,999円以下の世帯		25,700円	23,000円	77,000円		38,000円	80,000円
12	397,000円以上の世帯	24,000円	40,000円	101,000円	40,000円	104,000円	62,000円	

(注) 認定の区分についてはH26.11月号に掲載しています。 (※) 市の負担分をH26年度約10%から平成27年度約25%に引き上げました。

H27年度からは

- 新制度に移行する施設であれば、どこを利用しても同一料金となります。
- 階層の判定が所得税から市民税になります。
- 年少扶養控除の廃止による特例措置が終了します。
- 新制度に移行する幼稚園では、保護者の所得に応じた料金になります。

平戸市独自の施策

- 保育短時間制度(月に120時間未満の就労であれば保育の利用が現在の11時間から8時間になり、超えた分は延長保育となる。)への対応として、11時間分の保育の提供を続けます。
- 市の負担を大きくして国の基準から全体的に約25%減額しています。(※)
- 階層区分を細かく増やして緩やかな負担とし、階層移動にかかる負担感を軽減しました。

子育てにもっと笑顔を! 平戸市の新しい保育料が決まりました

「子ども・子育て支援法」の施行により、いよいよ4月から子育て家庭を応援する制度が本格的に始まります。今回は、新制度に伴い改定した保育料をお知らせします!



多子世帯の保育料の軽減を拡大しました
軽減判定の対象となる子どもの年齢を上げて【幼稚園(1号認定)は小学6年生から、保育所(2・3号認定)は小学3年生から】3子目以降となる場合の保育料を無償化します!

- 幼稚園(新制度に移行する幼稚園が対象)
同じ世帯の小学3年生から数えて2人目の子どもは半額、3人目以降となる子どもは無料となります。さらに平戸市では軽減を拡大し、同じ世帯に小学4~6年生がいる場合、小学6年生から数えて3人目以降となる子どもも無料となります。ただし、2人目となる子どもは半額にはなりません。
- 保育所
同じ世帯の子どもが同時に幼稚園や保育所、認定こども園を利用する場合、利用する最年長の子どもから数えて2人目の子どもは半額、3人目以降となる子どもは無料となります。さらに平戸市では軽減を拡大し、同じ世帯に小学1~3年生がいる場合、小学3年生から数えて3人目以降となる子どもも無料となります。ただし、2人目となる子どもは半額にはなりません。



保育料についてのQ&A!

- Q 保育料はいくらになるの?**
A 判定基準が所得税から市民税に変わるので、多くの世帯で階層が変わる見込みです。平成26年度の市民税をもとに、上記の表でご確認ください。9月からは平成27年度の市民税をもとに判定されます。(12ページ下表参照)
- Q 保育短時間認定の保育料はどうなりますか?**
A 保育標準時間認定と同じく、11時間分の保育を提供することから、両者の区分なく同一料金になります。
- Q 祖父母の収入が、保育料の認定に影響しますか?**
A 今までどおり、子どもの保護者の収入で認定します。ただし、ご家庭の状況によっては、祖父母の収入まで含める場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。
- Q 公立幼稚園の保育料が変わることですが、どう変わるんですか?**
A 保護者の収入による応能負担(保護者ごとに異なる)となり、階層区分が変わります。第2子、第3子以降の減額措置は12ページのとおり拡大します。新制度に移行しない私立幼稚園(カトリック山田幼稚園、やよい幼稚園)は現行どおりの取り扱いとなりますので、各施設が保育料を決定します。また、就園奨励費の補助があります。
- Q 仕事の都合で市外の保育所などに入所している人の支払いはどうなるの?**
A 保育所に入所中の人については、平戸市に支払います。また、新制度に移行する幼稚園などは入所中の幼稚園などに直接支払います。保育料については、上記保育料になります。詳しくは、お問い合わせください。

■お問い合わせ 福祉課 子育て支援班 ☎内線2572